

せいかつ こま

生活に困ったときはまず

そう だん

ご相談ください

けんぽう じょう

せいぞんけん ほしょう

憲法25条であなたの生存権が保障されています

せいかつ ほ ご

生活保護Q&A

しんき しんせいしゃよう

新規申請者用

●あなたの世帯の担当員は 。

●あなたの世帯の民生委員は

住所 奈良市

氏名

電話（ ） 。

な ら し ふ く し ぶ ほ ご か

奈良市福祉部保護課

な ら し に じょう おお じ みなみ いっちょうめ ばん ごう でんわ
奈良市二条大路 南 一丁目1番1号 電話 0742-34-4757

Q1 生活保護はどんな制度ですか？

A1 すべての国民が健康で人間らしく暮らせるよう、国が保障する制度です。

●日本国憲法第25条で「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定められています。これを「生存権」といい、基本的人権のひとつです。生活保護は、病気や高齢、働きの死亡など様々な事情で生活に困ったとき、足りないところを補い、自分の力や他の方法で生活できるように援助をする制度です。

Q2 保護を受けるにあたってしなければならないことはありますか？

A2 今の生活を支えるための努力をしてください。

●預貯金などを生活費にあててください。また、親族から援助を受けられる方はその援助を受けるようにし、働ける人は能力に応じて働いてください。年金や手当等を受けられる方は受けてください。（手当等については、奈良市役所発行の「なら暮らしの便利帳」をご参照ください）

Q3 どんな費用が保護費として扶助されるのでしょうか？

A3 社会生活を営む上で必要な次の扶助です。

生活扶助	食費・衣料代・光熱水費・介護保険料など生活に必要な費用
住宅扶助	家賃・地代など住宅に必要な費用
教育扶助	小・中学校の学用品や給食費など義務教育を受けるのに必要な費用
介護扶助	介護サービスを受けるときの利用者負担
医療扶助	病気やけがのため医療機関で治療を受けるのに必要な費用（保険診療の範囲内です）
出産扶助	出産に必要な費用
生業扶助	自立のために仕事を始めたり仕事を習うのに必要な費用・高等学校等就学費用
葬祭扶助	葬祭に必要な費用

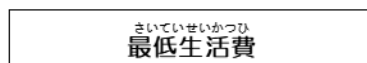
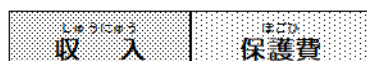
Q4 保護を受けられるのはどうとき？

A4 国が定める基準額よりあなたの世帯の収入が少ないときです。

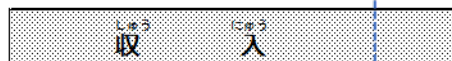
●国によって計算された「最低生活費」と保護を受けようとする方々の世帯のすべての収入をくらべて収入が最低生活費を下まわる場合にその不足分が支給されます。「最低生活費」とは、1か月生活するのに必要な最低限度の金額を国が定めているものです。

働いていて、就労収入がある方でも「最低生活費」に満たない場合は、生活保護を受けることができます。

保護を受けられる場合



保護を受けられない場合

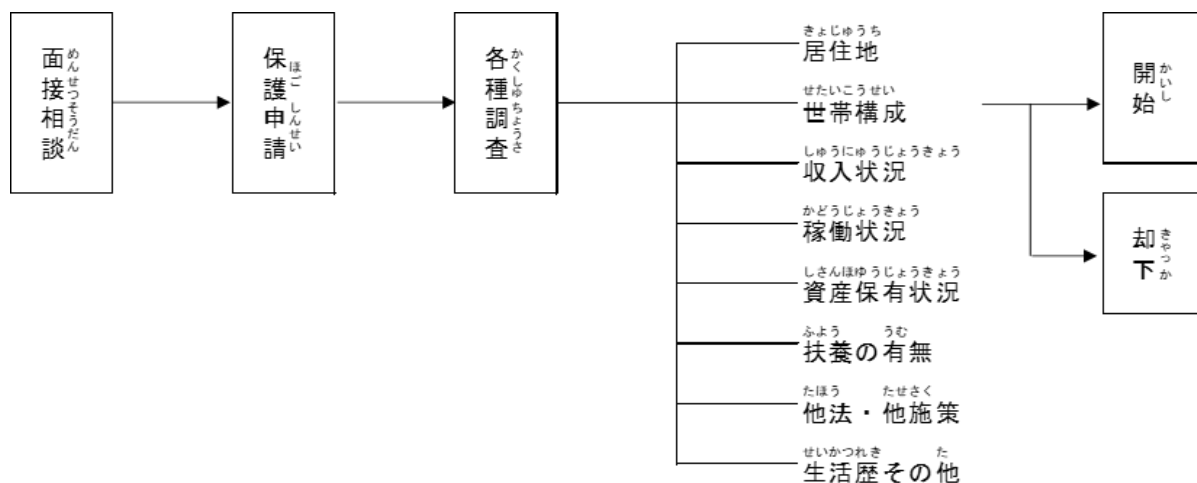


Q5 保護はどのようにして決定されますか？

A5 調査の結果に基づいて保護が必要かどうかの決定をします。

●保護の申請をされると、担当員がご家庭を訪問して必要な調査をさせていただきます。また資産や収入の状況について関係先などに調査を行うとともに、あなたの扶養義務者（親・兄弟など）の方に援助の可能性について調査をいたします。

生活状況の調査や資産調査等を行った上で申請いただいた日から原則14日以内（調査に日時を要する特別な理由がある場合は最長30日）に生活保護が必要かどうか決めて、お知らせします。



Q6 どこに相談すればいいのですか？

A6 保護課または、お近くの民生委員にご相談下さい。

●生活に困ったらまず保護課または、お近くの民生委員にお尋ねください。病気などでどうしても来られない方は電話や手紙でご連絡ください。保護課の職員がお宅を訪問してお話を伺います。困っているご本人にかわって、身内の方が相談することもできます。地域の民生委員をお知りになりたい方は、保護課または福祉政策課へお尋ねください。

しんせいじ じさん

Q7 申請時に持参するものはありますか？

A1 申請時、調査や審査に必要な書類や資料の提出をお願いする場合があります。ただし、これらのものが揃えられない場合でも、申請はできます。

●申請時に持参するものの例

- ・世帯全員の収入状況がわかるもの（給料明細や年金振込通知書など）
- ・預貯金、現金、土地、建物、生命保険などの資産状況がわかるもの（通帳・保険証券や契約書など）
- ・本人確認書類（マイナンバーカード・健康保険証や運転免許証など）
- ・家賃のわかる書類

やちん たか せいかつ こま やちんぶん せいかつ ほご ふじょ

Q8 家賃が高いので、生活に困っています。家賃分だけ生活保護で扶助されないで

しょうか？家庭の事情で自分だけ転居したいのですが、新しく家を借りるための費用

は扶助されないでしょうか？

かぞく ひとり にゅういん いりょうひ こま いりょうひ せいかつ

Q9 家族の一人が入院して医療費がかさむので困っています。医療費だけ生活保護で支給されないでしょうか？

A8・A9 医療費や住宅費だけをとりあげて、これらの費用が多額という理由だけでは、保護の対象になりません。「A4」でおこたえしたように、国の基準による最低生活費と収入とを比較して保護は決まります。なお、医療費については国民健康保険の減免制度や高額療養費の支給等各種の医療費助成制度があります。詳しくは各担当課にお尋ねください。

おとと せいじん むすこ ぐ むすこ しゅうにゅう すく むすこ
Q10 夫と成人した息子と3人暮らしですが、息子の収入が少ないため、息子だけ
せいかつ ほ ご う
生活保護を受けられないでしょうか？

A8・A9・A10 せいかつ ほ ご せい ど げんそく せ たい たん い ほ ご けつてい じっ し
生活保護制度は、原則として世帯を単位として保護を決定・実施することとなって
います。よって、世帯員の一人の人だけ生活保護を受けることは原則できません。また、医療費
じゅうたくひ ひ よう た がく り ゆう ほ ご たいしやう
や住宅費だけをとりあげて、これらの費用が多額だという理由だけでは、保護の対象になりませ
ん。

わたし みよ じぶん そうしき ちょきん て
Q11 私は身寄りもなく、自分のお葬式のための貯金には手をつけたくありません。し
しゅうにゅう こま
かし収入はなく、とても困っています。

A11 ほ ご う ちょきん いま せいかつひ そうさい ひ せいかつ
保護を受けるためには貯金はまず、今の生活費にあてていただきます。葬祭費は生活
ほ ご さだ はんい ほしやう
保護で定められた範囲で保障されています。

こう か も ほ ご う き ていど
Q12 高価なものを持っていると、保護は受けられないと聞いていますが、どの程度
だとだめなのでしょうか？

A12 てい き よ きん がく し ほ けん かいはくへんれいきん まんえん いじやう ばあい ちょ ちく てき せいかく ほ けん
定期預金や学資保険(解約返戻金50万円以上の場合)のような貯蓄的な性格の保険な
よう い げんきん か ちゅう と かいはく せいかつ ひ た ほう せき るい
ど容易に現金化できるものは中途解約して生活費にあてていただきます。その他 宝石類など
にちじやうせいかつ ふ よう う かね きんがく た しやう かんけい しよぶん
日常生活に不要なもので、売ればお金になるものは、金額の多少に関係なく処分していただくの
げんそく ばあい そうだん
が原則です。このような場合はご相談ください。

せいかつ ほ ご う こども こうこう だいがく しながく
Q13 生活保護を受けていても子供を高校や大学に進学させることができますか？

A13 こうとう がっこう とう しゅうがく そつぎやう とうがい せ たい じ りつ じやちやう こう か てき みと
高等学校等に就学し卒業することが当該世帯の自立助長に効果的であると認められる
ば あい せいかつ ほ ご う こうこう い こう とう がっこう とう しゅうがく ひ こうりつ こうこう がく いない
場合は、生活保護を受けながら高校に行くことができ、高等学校等就学費(公立高校額以内の
かく し きゅう だいがく しながく ば あい に ほん いく えいかい こうてき しゅうがく し きん かし つ う
額)を支給します。大学に進学する場合には日本育英会などの公的な就学資金の貸付けを受け
しながく じやうけん い こ せいかつ ほ ご う
て進学することを条件として行くことはできますが、その子どもは生活保護を受けることができませ
だいがく せんもん がっこう とう しながく さい しながく じゆんび きゅうふ きん し きゅう
ん。大学や専門学校等へ進学した際には、進学準備給付金が支給されます。

じぶん めい ぎ いえ す ばいきやく ほ ご う
Q14 自分名義の家に住んでいます。売却しないと保護は受けられませんか？

A14 いま す いえ とち す つか ばいきやく か ち ば あい ばいきやく
今住んでいる家や土地が、住まいとして使うより売却した方が価値ある場合は、売却してい
ばいきやく ほ ご ひ かえ じやうけん とうめんせいかつ ほ ご う ば あい
ただきます。ただし、売却したら保護費を返すという条件で、当面生活保護が受けられる場合もあり
さい よう ほご せ たい む ふ どう さん たん ぼ がたせいかつ し きん せい ど
ます。65歳になると、要保護世帯向けの不動産担保型生活資金制度(リバースモーゲージ)に
へんこう せいかつ ほ ご てきやう はず ば あい
変更となり、生活保護の適用から外される場合もあります。

じ どう しや ほ ゆう ばいきやく
Q15 自動車を保有していますが、売却しなければならぬのでしょうか？

とくべつ ば あい のぞ じ どう しや ほ ゆう みと
A15 特別な場合を除いて自動車の保有は認められません。

つぎ ば あい れいがいてき ほ ゆう みと たんとう そうだん
次の場合は例外的に保有を認められることがありますので、担当ケースワーカーに相談してください。
ば あい にんい ほけん かにゆう ひつよう た じどうしや い じ ひ ほか
いずれの場合も、任意保険への加入が必要であり、その他の自動車維持費についても、他からの
えんじょ た しさく かつよう かくじつ み こ かた かぎ へんさいちゆう
援助、他施策の活用などにより確実にまかなえる見込みがある方に限られます。なお、ローン返済中の
じどうしや ほ ゆう みと
自動車については保有を認められません。

ほ ご か いしんせい じ しつぎよう びようき し ご と ちゆうだん げつない し ご と さいかい
1) 保護の開始申請時に失業や病気により仕事を中断しているが、おおむね6か月以内に仕事を再開
ほ ご じりつ み こ ば あい
し、保護からの自立が見込まれる場合。

しょう かた ほ ご じゆきゆうしや つういん ていきてき じどうしや ひつよう ば あい
2) 障がいがある方(保護受給者)の通院などのために定期的に自動車を必要とする場合。

しょう かた つうきん ば あい
3) 障がいのある方が通勤する場合。

こうきょうこうつうき かん りよう むずか ち い き きよじゆう かた つうきん ば あい
4) 公共交通機関の利用が 難しい地域に居住する方が通勤する場合。

こうきょうこうつうき かん りよう むずか ち い き きんむさき つうきん ば あい
5) 公共交通機関の利用が 難しい地域にある勤務先に通勤する場合。

しん やきん む し ご と ほか こうつうしゆだん つか ば あい
6) 深夜勤務などの仕事により、他の交通手段が使えない場合。

ほ いくしよ たくじ ひつよう ほ いくしよ こ そうげい しょくば む こうつうしゆだん
7) 保育所などへの託児の必要があり、保育所などへ子どもを送迎してから職場へ向かう交通手段が
じどうしや い が い ば あい
自動車以外にない場合。

せいめいほ けん かにゆう しんこく ひつよう
Q16 生命保険に加入していますが、申告が必要でしょうか？

せいめいほ けん しさん しん こく かいやく ば あい
A16 生命保険も資産となりますので申告してください。解約を求められる場合があります。

せいじん むすこ おさな ころ わかれ し おく
Q17 成人した息子がいますが、幼い頃に 別れたまま仕送りもしてやりませんでした。いまさら「面倒をみてくれ」とはいえませんが、

ば あい じつじよう おう ふ よう ちよう さ む り ふ よう もと
A17 このような場合には実情に応じて扶養調査は行いますが、無理に扶養を求めるといことは
きほんてき せいかつ ほ ご ほう みんぽうじよう ふ よう ぎ む しや ふ よう ゆうせん
ありません。(基本的には、生活保護法では民法上の扶養義務者があるときは、その扶養を優先さ
せることになっています。)

ねんいじょうこうりゆう ふ よう ぎ む しや かた ふ よう ちよう さ おこな どうよう ふ よう ぎ む しや かた ほ ご
10年以上交流のない扶養義務者の方には、扶養調査を行いません。同様に、扶養義務者の方が保護
じゆきゆうちゆう し せ つ にゆうしよちゆう ちよう き にゆういんちゆう せんぎようしゆ ふ し ゆ ふ さいいじよう こうれいしや ば あい ふ よう
受給中、施設入所中、長期入院中、専業主婦・主夫、おおむね70歳以上の高齢者である場合は扶養
ちようさ おこな
調査を行いません。

しんぞく そうさいひよう ねんしゅつ こま そうさいひよう せいかつ ほご
Q18 親族の葬祭費用の捻出に困っているのですが、葬祭費用について生活保護
しきゅう
で支給されないでしょうか？

せいかつほごじゅきゅう うむ そうさい おこな かた せたい しゅうにゅう よちよきん
A18 生活保護受給の有無にかかわらず、葬祭を行う方の世帯において、収入や預貯金、
しさんとう ほか しんぞく えんじょう う ばあい げんどがく はんいない そうさいひよう
資産等がなく、また他の親族の援助等も受けられない場合は、限度額の範囲内で葬祭費用を
しきゅう ばあい げんどがく うわまわ そうさい おこな ばあい げんどがない
支給できる場合があります。ただし、限度額を上回る葬祭を行った場合や、限度額内であっても、
そうさいひよう しはら ばあい しきゅう ちゅうい
すでに葬祭費用を支払われている場合などは支給することができませんので、ご注意ください。
そうさいひよう ねんしゅつ こま ばあい ほご か そうだん
葬祭費用の捻出に困っておられる場合は、まずは保護課までご相談ください。

ちゅうい 注意

- せいかつ ほご じっし うえ ひつよう しどう しじ う したが ばあい
●生活保護を実施する上で必要な指導や指示を受けたのに 従わない場合は、
せいかつ ほご う
生活保護が受けられなくなることがあります。
- ふじつ しんせい とどけで ふせい せいかつ ほご う ばあい ねん いか ちようえき
●不実の申請や届出をして不正に生活保護を受けた場合は、3年以下の懲役
まんえん いか ばつきん しょ けいほう さぎ ざいとう ばつ
または100万円以下の罰金に処せられます。または、刑法の詐欺罪等で罰
せられることもあります。
- ぼうりょくだん くみいん もの きゅうはくじょうきょう ばあい のぞ せいかつ ほご
●暴力団の組員である者は、急迫 状況 にある場合を除き、生活保護の
てきよう う こんなん
適用を受けることは困難です。
- きゅうはくじょうきょう せいぞん あや ばあい た しゃかいつうねんじょう ほうち みと
※ 急迫 状況 とは、生存が危うい場合その他社会 通念上 放置しがたいと認
ていど じょうきょう せつぱく ばあい
められる程度に 状況 が切迫している場合をいいます。